

これってモラハラ？

弁護士から学ぶ 見えづらい精神的DVとは

11月13日(木) 10:00~11:30

モラルハラスメント(通称モラハラ)とは、
言葉や態度によって
人の心を傷つける精神的な暴力を意味します。
ひとつひとつは小さくても、それが一定期間、
繰り返し続くと、非常に強いダメージを受けてしまいます。
モラハラの実態や心身に与える影響、支援や法律など
あなた自身またはあなたの大切な家族や友人が
自分らしく生きるために、心を守るために
一緒に学んでみませんか？

このような経験ありませんか？

- ☐ 大げさにため息をつかれたり、
舌打ちをされたりする
- ☐ 容姿、職業、学歴などをバカにされる
- ☐ 理由もないのに無視をされる
- ☐ 実家や友人との
付き合いを制限される
- ☐ パートナーを怒らせないように
自分や子供の行動を制限してしまう
- パートナーとの関係は対等でしょうか？



講師

盛岡さくら法律事務所 弁護士 花生 耕子 (はなおい こうこ) 先生

青森県八戸市出身 八戸高校 お茶の水女子大学卒業
仙台弁護士会、青森県弁護士会を経て、令和5年10月1日から
岩手弁護士会所属。現在、下記委員会に所属し、家事事件(離婚、相続)を
中心に受任されている。

岩手弁護士会:性の平等と多様性に関する委員会(事務局長)

日弁連:性の平等に関する委員会、家事法制委員会

参加方法(定員)

①会場参加(30人)

▶宮古市市民交流センター 2階多目的ホール

②Zoom参加(20人)

▶画面・マイクOFFで参加できます。

参加無料

ニックネームで
参加 OK

申込方法

電話、FAX、申込フォーム

▶申込期限 11月7日(金)

※Zoom参加の方のみ



★ 事前質問募集中 ★

先生への質問を事前に受け付けています。

▶いただいた質問は質疑応答の時間に回答いただく予定です。



11月12日~25日は
女性に対する
暴力をなくす
運動期間です。

パープルリボンには、
「女性に対する暴力根絶」
のシンボルマークです。



11月は
児童虐待防止
推進月間です。

オレンジリボンには、
「子ども虐待防止」
というメッセージが
込められています。

申し込み・問い合わせ 宮古市市民生活部市民協働課 男女参画・協働推進係

TEL 0193-68-9080 FAX 0193-63-9110 〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号



講座「これってモラハラ？ 弁護士から学ぶ 見えづらい精神的DVとは」

宮古市市民協働課 男女参画・協働推進係 行き FAX 0193-63-9110

氏 名 または ニックネーム	(フリガナ)	年 代	
お住まい	☐ 宮古市内 ☐ 宮古市外		
電話番号			
メールアドレス			
参加方法	☐ 会場参加 ☐ オンライン参加		
事前質問を 受け付けています。 講座内で聞いて みたいこと、質問 などありましたら、 ご記入ください。			

お預かりした個人情報は、本事業運営に関すること以外には使用いたしません。

オンライン参加の方へ

- 申込期限は11月7日(金)です。
- 11月10日(月)17時までに、視聴 URL、配布資料、アンケートをご指定のメールアドレスにお送りいたします。
届かない場合は、宮古市市民協働課「sekatsu@city.miyako.iwate.jp」までご連絡ください。
- 講演中は、マイクおよびビデオを「OFF」にしてください。
- 講演の記録行為(録画、録音、スクリーンショット、撮影等)は、固くお断りいたします。

会 場



イーストピアみやこ「市民交流センター」

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

▶ 駐車場ご利用の方へ

市役所前、宮古駅東駐車場をご利用ください。

駐車券は会場までお持ちください。

無料処理いたします。

